

平成23年度 立山町人事行政の運営等の状況（H23決算）

立山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第6条の規定に基づき、平成23年度における立山町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部項目については、平成24年4月1日現在の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 27,446	千円 12,862,747	千円 177,903	千円 2,145,163	% 16.7	% 17.4

(注) 歳出額、実質収支、人件費は、「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算額です。

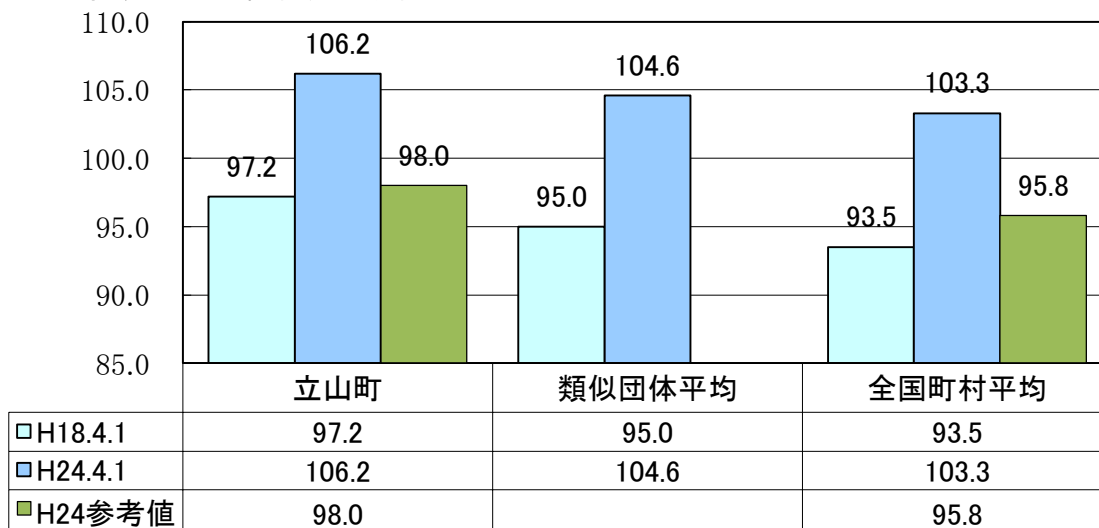
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 250	千円 922,134	千円 129,625	千円 328,031	千円 1,379,790	千円 5,519	千円 5,762

- (注) 1 「職員数」は、区分年度における4月1日現在の人数です（「地方公務員給与実態調査」の「普通会計関係」に属する人数）。
- 2 「給与費」の各項目は、「地方財政状況調査」の区分による普通会計決算額（事業費支弁分を含む）です。
- 3 「職員手当」には、「退職手当」を含みません。

(3) 特記事項 ・差額支給（現給保障）を行っています（国と同様の取り扱いです）。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	40.6歳	310,000円	367,800円	331,200円
富山県	44.1歳	345,700円	421,800円	369,911円
国	42.8歳	304,944 (329,917)円	—円	372,906 (401,789)円
類似団体	42.8歳	320,717円	376,072円	352,117円

② 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	35.6歳	274,400円	407,100円	293,000円
富山県	—歳	—円	—円	—円
国	43.2歳	345,622 (373,766)円	—円	443,968 (411,574)円
類似団体	38.8歳	292,402円	370,642円	318,161円

③ 薬剤師・医療技術職（栄養職員）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	46.9歳	333,100円	353,800円	333,100円
富山県	—歳	—円	—円	—円
国	—歳	—円	—円	—円
類似団体	—歳	—円	—円	—円

④ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	42.2歳	320,500円	347,500円	332,800円
富山県	—歳	—円	—円	—円
国	41.0歳	305,230 (326,961)円	—円	347,846 (371,712)円
類似団体	40.3歳	291,178円	329,776円	303,743円

⑤ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	49.3歳	364,500円	380,400円	371,300円
富山県	—歳	—円	—円	—円
国	41.0歳	305,230 (326,961)円	—円	347,846 (371,712)円
類似団体	40.8歳	293,468円	317,959円	305,424円

⑥消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
立山町	37.8 歳	300,500 円	343,900 円	317,600 円
富山県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	40.1 歳	306,741 円	376,625 円	344,691 円

⑦技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
立山町	51.3 歳	40 人	311,200 円	327,800 円	317,600 円
うち学校給食員	53.3 歳	非公開 人	325,200 円	336,900 円	330,000 円
うち用務員	50.4 歳	非公開 人	309,500 円	322,900 円	316,300 円
うち自動車運転手	52.4 歳	非公開 人	306,600 円	330,900 円	321,000 円
うちその他職員	50.9 歳	非公開 人	306,000 円	326,900 円	311,800 円
富山県	51.8 歳	273 人	356,400 円	404,400 円	372,858 円
国	49.7 歳	3,479 人	285,030 (270,465) 円	— 円	307,506 (323,181) 円
類似団体	49.4 歳	15 人	287,711 円	313,646 円	303,886 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
立山町	—	—	—	—
うち学校給食員	調理員	41.9 歳	242,800 円	1.39
うち用務員	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.56
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	52.4 歳	275,400 円	1.20
うちその他職員	—	—	—	—
富山県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考			
	対応する民間 の類似職種	年収ベース（試算値）の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C/D
立山町	—	—	—	—
うち学校給食員	調理員	5,382,000 円	3,422,800 円	1.57
うち用務員	用務員	5,193,800 円	2,861,400 円	1.82
うち自動車運転手	自家用自動車運転手	5,341,700 円	4,278,000 円	1.25

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

（平成21年度から平成23年度までの3箇年平均です）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢・業務内容・雇用形態等の点において、完全一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当等諸手当（期末勤勉手当及び寒冷地手当を除く）などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額（国ベース）」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 4 国家公務員の平均給与月額に含まれる手当は、「扶養手当」「住居手当」「管理職手当」「寒冷地手当（年額を12で除した額）」「地域手当」「単身赴任手当」「特地勤務手当」「初任給調整手当」です。なお、立山町においては、「寒冷地手当」「地域手当」「単身赴任手当」「特地勤務手当」「初任給調整手当」は支給していません。
- 5 教育長は、含まれていません。
- 6 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		立山町	富山県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	－ 円
	中学卒	129,200 円	129,200 円	－ 円
消 防 職	大学卒	190,000 円	－ 円	－ 円
	高校卒	158,100 円	－ 円	－ 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区 分		10年以上～ 15年未満	15年以上～ 20年未満	20年以上～ 25年未満
一般行政職	大学卒	277,500 円	319,600 円	371,900 円
	高校卒	該当なし	279,400 円	327,800 円
技能労務職	高校卒	該当なし	247,200 円	289,400 円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし
消 防 職	大学卒	280,900 円	該当なし	該当なし
	高校卒	該当なし	300,000 円	326,300 円

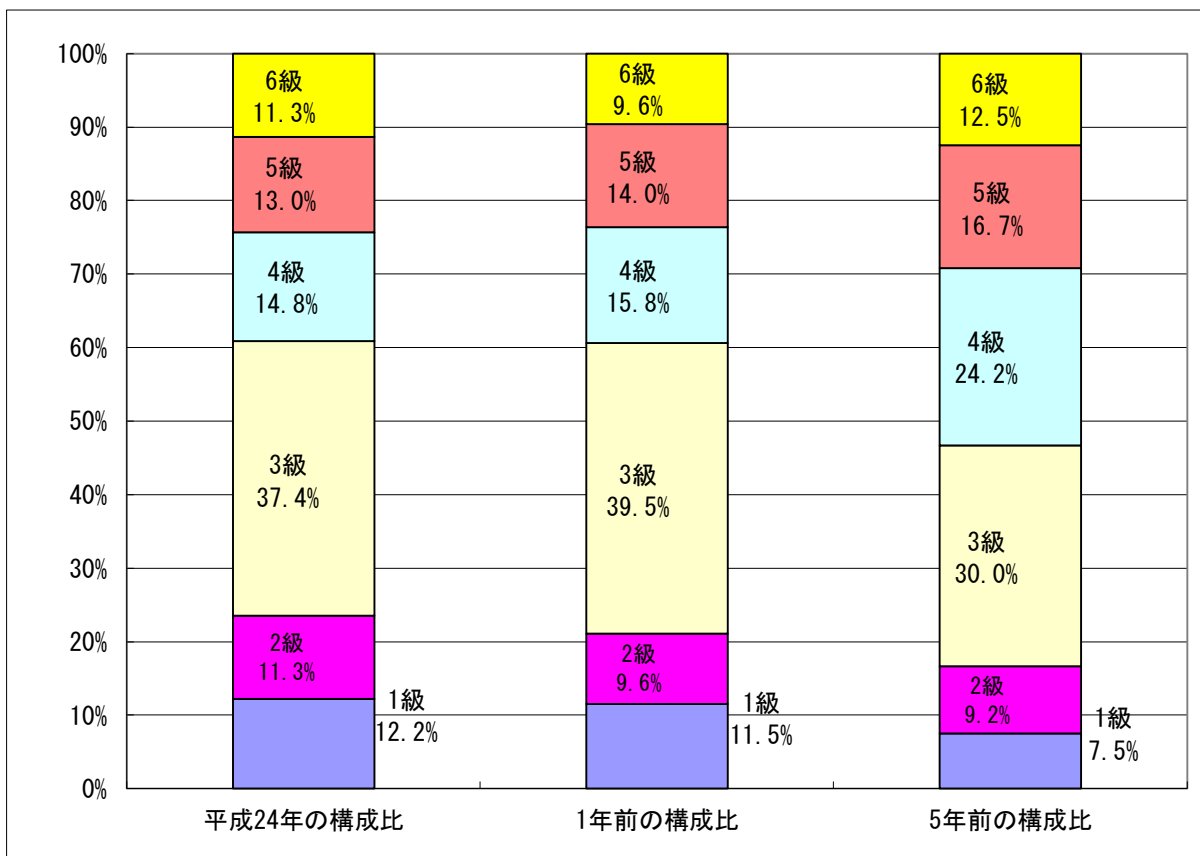
(注) 前歴がある職員の経験年数は、その前歴年数を一定率で換算しています。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前構成比	5年前構成比
6 級	課長	13 人	11.3 %	9.6 %	12.5 %
5 級	課長補佐	15 人	13.0 %	14.0 %	16.7 %
4 級	係長、主任	17 人	14.8 %	15.8 %	24.2 %
3 級	主任	43 人	37.4 %	39.5 %	30.0 %
2 級	主事、技師	13 人	11.3 %	9.6 %	9.2 %
1 級	主事、技師	14 人	12.2 %	11.5 %	7.5 %
合 計		115 人	100 %	100 %	100 %

- (注) 1 一般行政職とは、税務職・栄養士・保健職・福祉職・消防職・企業職・技能労務職を除く職種を言います。
 2 立山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



- (注) 平成18年4月1日に、8級制から6級制に変更しています（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づく勤務成績の評定を、平成19年度から試行しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

立山町		富山県	国
(23年度支給割合)		立山町と同じ。	立山町と同じ。
期末手当	勤勉手当		
6月期 1.225 月分	0.675 月分		
12月期 1.375 月分	0.675 月分		
計 2.600 月分	1.350 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
	役職加算 5~15%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%
	(管理職加算 なし)	管理職加算 10~25%	管理職加算 10~25%
1人当たり平均支給額(23年度)		千円	千円
(再任用職員)		立山町と同じ。	立山町と同じ。
6月期 0.650 月分	0.325 月分		
12月期 0.800 月分	0.325 月分		
計 1.450 月分	0.650 月分		
1人当たり平均支給額(23年度)		非公開	千円

(注) 1 期末手当の月数は、「給料及び扶養手当」を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は、「給料」を基礎とする月数をいいます。

2 1人当たり平均支給額は、「地方公務員給与実態調査」の「普通会計関係」に属する職員の平均支給額です。

(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当は、一律支給としています(ただし、懲戒処分者は除きます)。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

立山町	国
退職手当=基本額+調整額	立山町と同じ。
(1) 基本額=退職日給料月額×支給率	
(支給率) 自己都合 勤続・定年	
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
限度額 59.28 月分 59.28 月分	
*退職日給料月額に差額支給額は含みません。	
(2) 調整額=区分×60箇月	
(区分)	
一般職員 0~33,350円	
技能労務職員 0~20,850円	
消防職員 0~20,850円	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置: 2%~20%加算 (立山町と同じ。)
なし	
(退職時特別昇給: なし)	
1人当たり平均支給額(23年度退職者)	
定年・勤奨 24,428 千円	
自己都合等 該当なし 千円	

(注) 平均支給額には、水道事業職員分を含みません。

(3) 地域手当

立山町では、支給していません。

(4) 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		1,414 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		32,879 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		16.7 %	
手当の種類（手当数）		11 種類	
手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	支給単価
外勤訪問徴収手当	税務課	外勤による税等の徴収に従事	500 円/日
感染症等防疫手当	保健センター	防疫業務に従事	500 円/日
死体等収容作業手当			
行旅人	健康福祉課	死体収容業務に従事	2,000 円/回
犬・大動物	住民課	〃	500 円/回
放射線等取扱手当	保健センター	放射線照射業務に従事	500 円/日
救急出動手当			
火災・人命救助	消防署	火災・人命救助に従事	300 円/回
傷病人搬送	〃	救急傷病人搬送に従事	200 円/回
〃（救急救命士）	〃	〃（有資格者）	400 円/回
〃（山岳地帯）	〃	山岳地帯における搬送	2,000 円/日
用地交渉手当	建設課	時間外における用地交渉業務に従事	500 円/日
下水道作業手当	水道課	時間外における下水処理作業	500 円/日

（注） 水道事業分は、除いてあります。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	68,272 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	266 千円
支給実績（22年度決算）	64,400 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	250 千円

（注） 1 平成23年度職員1人当たり支給年額

$$= \frac{23年度支給総額（68,272千円）}{23年4月1日職員数（257人）} = 266千円$$

2 平成22年度職員1人当たり支給年額

$$= \frac{22年度支給総額（64,400千円）}{22年4月1日職員数（258人）} = 250千円$$

3 1時間当たりの給料×1.25～1.60×時間数 で計算されます。

4 決算額には、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当を含みません。

5 決算額、職員数には、水道事業職員分を含みません。

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ① 2人まで それぞれ6,500円 (そのうち1人については、職員に配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は、6,500円) ② ①以外 1人につき 6,500円 ③ 満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円 を加算 平成23年度決算額 21,461 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 182 千円	ほぼ同じ。 (富山県と同じ。)	(1) 配偶者 立山町と同じ (2) 配偶者以外 ① 2人まで 立山町と同じ ② ①以外 立山町と同じ ③ 満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円 を加算
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000円以下の場合 家賃 - 9,000円 ② 家賃 20,000円を超える場合 11,000円 + (家賃-20,000円) / 2 (最高限度額 27,000円) (2) 自宅 2,700円 平成23年度決算額 8,058 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 84 千円	ほぼ同じ。 (富山県と同じ。)	借家等 ① 家賃 23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ② 家賃 23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃-23,000円) / 2 (最高限度額 27,000円)
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 55,000円/月 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分応じ 2,600円~35,000円 平成23年度決算額 11,389 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 56 千円	ほぼ同じ。 (富山県と同じ。)	(1) 交通機関利用職員 立山町と同じ (2) 交通用具使用職員 距離段階区分応じ 2,000円~24,500円
管理職手当	(1) 課長級 50,000 円/月 (2) 課長補佐級 35,000 円/月 (3) その他 30,000 円/月 平成23年度決算額 20,578 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 447 千円		
休日勤務手当	(祝日、年末年始において正規の勤務時間中に勤務) 1時間当たりの給料×1.35×時間数 平成23年度決算額 1,499 千円	同じ。	

夜間勤務手当	(正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務) 1時間当たりの給料×0.25×時間数	同じ。	
	平成23年度決算額 2,039 千円		
管理職員特別勤務手当	(管理職手当受給職員が臨時又は緊急の必要等により土日、祝日、年末年始に勤務)	同じ。	
	(1)6時間以下		
	課長級 5,000円/勤務1回 課長補佐級 3,000円/勤務1回		
	(2)6時間超		
	課長級 7,500円/勤務1回 課長補佐級 4,500円/勤務1回		
	平成23年度決算額 106 千円		

(注) 決算額には、水道事業職員分を除いてあります。

6 特別職の報酬等の状況 (24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料		(参考) 類似団体における最高/最低額	
	町長	807,000 円 (823,000 円)	904,000 円 / 383,500 円
	副町長	671,000 円 (684,000 円)	750,000 円 / 311,500 円
	教育長	593,000 円 (605,000 円)	705,000 円 / 477,000 円
報 酬	議長	360,000 円 (360,000 円)	499,000 円 / 227,000 円
	副議長	310,000 円 (310,000 円)	430,000 円 / 182,000 円
	議員	290,000 円 (290,000 円)	400,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	町長	23年度支給割合	
	副町長	6月期: 1.475 月分	
	教育長	12月期: 1.475 月分 合計: 2.95 月分	
	議長	23年度支給割合	
副議長	6月期: 1.50 月分		
議員	12月期: 1.45 月分 合計: 2.95 月分		
退 職 手 当		算定方式	1期の手当額 支給時期
	町長	給料×5/12×在職月数	15,680 千円 任期满了ごと
	副町長	給料×7/30×在職月数	7,672 千円 "
	教育長	給料×7/40×在職月数	5,082 千円 "

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 (参考)の類似団体は、平成24年4月1日現在のものです。

7 職員数の状況

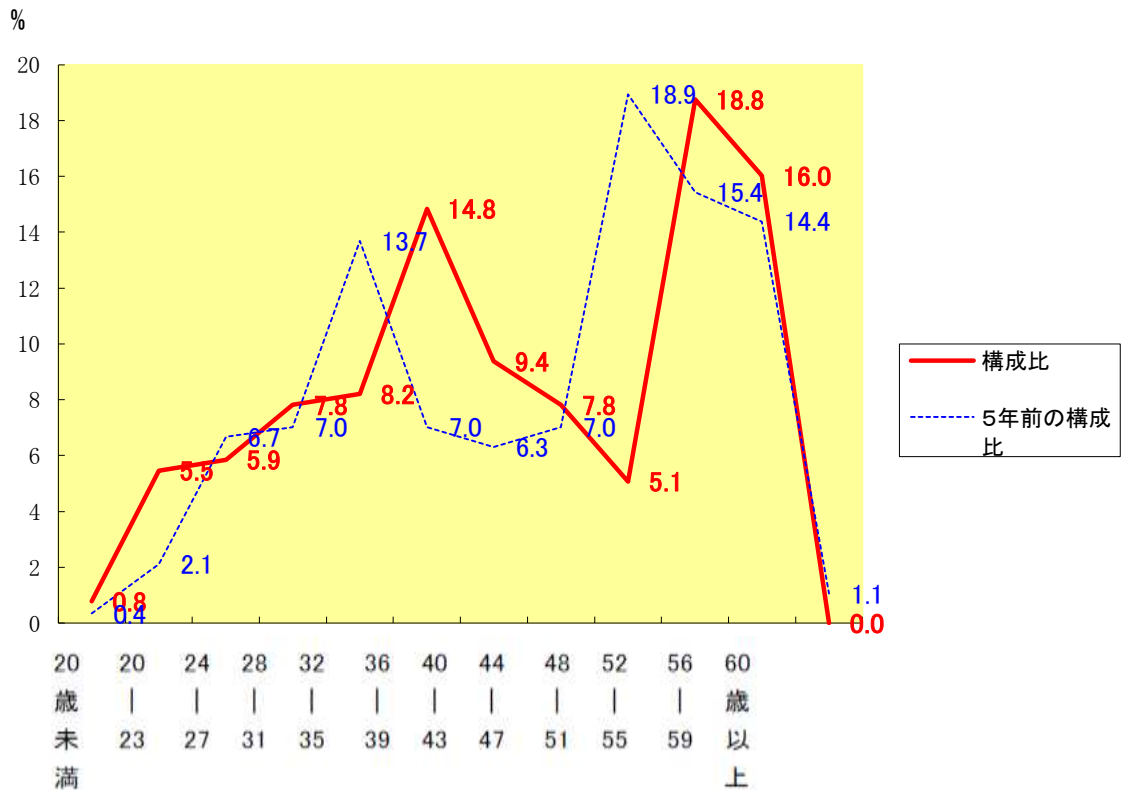
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
	平成24年	平成23年				
普通会計部門	議会	3	3	0	組織機構改革▲1	
	総務	42	42	0		
	税務	13	13	0		
	労働	0	0	0		
	農林水産	12	13	▲1		
	商工	7	7	0		
	土木	15	16	▲1		配置適正化▲1
	民生	72	71	1		配置適正化1
	衛生	15	14	1		配置適正化1
	(小計)	(179)	(179)	(0)		<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.52 人 (類似団体の同上の職員数 5.20 人)
	教育部門	37	38	▲1	組織機構改革▲1	
	消防部門	32	32	0		
	(小計)	(248)	(249)	(▲1)	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.04 人 (類似団体の同上の職員数 6.90 人)	
公営企業等	水道	8	8	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	8	8	0		
	(小計)	(17)	(17)	(0)		
合計	265 [353]	266 [353]	(▲1) [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 9.66 人		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数（教育長を含む。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 「人口1,000人当たりの職員数」は、平成24年4月1日現在の職員数を同年3月31日現在の住民基本台帳人口で除し、1,000を乗じて得た数です。
- 3 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	15人	20人	21人	38人	24人	20人	13人	48人	41人	0人	256人

（注） 職員数には、教育長、水道事業職員を除いてあります。

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数（率）
職員数	295	280	270	267	266	265	▲30（▲10.2）

（注） 各年における定員管理調査において報告した職員数です。

(4) 採用の状況（平成24年4月1日付け採用者）

- ① 一般職員 6名（競争試験：6名、選考：0名、受験者数：51名）
- ② 技能労務職員 0名
- ③ 消防職員 1名（競争試験：1名、選考：0名、受験者数：6名）

(5) 昇任の状況（平成23年度中）

- ① 町長部局等 8名（課長：1名、課長補佐：1名、係長：4名、保育所長：2名、副所長：1名）
- ② 教育委員会 1名（課長：0名、課長補佐：1名、係長：0名）
- ③ 消防部局 1名（消防司令長：1名、消防司令：0名）

(6)退職の状況（平成23年度中）

- ① 町長部局等 4名
- ② 教育委員会 2名
- ③ 消防部局 1名

8 職員の勤務条件その他の勤務時間

(1)勤務時間の状況

平成24年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30 ~ 17:15
休憩時間	12:00 ~ 13:00

(注) ・公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2)休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、立山町職員の勤務時間、休日等に関する条例、同規則や立山町職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められています。

主な休暇、休業制度は、次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等 （1年あたり）	平成23年の取得状況		
		町長部局等	教育委員会	消防部局
年次休暇	20日	平均 8.1日	平均 10.5日	平均 3.6日
夏季休暇	5日以内	平均 4.6日	平均 4.9日	平均 4.9日
ボランティア休暇	5日以内	取得者 1人	取得者 0人	取得者 0人
子の看護休暇	5日以内	取得者 14人	取得者 0人	取得者 0人
育児時間	1日2回、それぞれ 30分以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
病気休暇	原則、90日以内	取得者 6人	取得者 0人	取得者 3人
介護休暇	6箇月以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
育児休業	子が3歳に達する日 までの期間	取得者 8人	取得者 1人	取得者 0人
部分休業	子が3歳に達する日 までの期間で、始業 時又は終業時、1日 を通じて2時間以内	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人

(注) 1 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者は、当該年に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

平成23年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	0人	0人	1人	0人	1人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
消防部局	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	1人	0人	1人

(注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行なわれる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

2 当該年度に分限処分をされた者、休職等を開始した者の人数を計上しています。

3 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

(2)懲戒処分の状況

平成23年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局等	0人	0人	1人	0人	1人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
消防部局	0人	0人	1人	0人	1人
合 計	0人	0人	2人	0人	2人

(注) 1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行なわれる処分のことをいいます。

2 当該年度に懲戒処分をされた者、停職等を開始した者の人数を計上しています。

3 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

10 職員の服務の状況

(1)職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のような服務上の強い制約を課しています。

- ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ②信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ③秘密を守る義務（同法第34条）
- ④職務に専念する義務（同法第35条）
- ⑤政治的行為の制限（同法第36条）
- ⑥争議行為等の禁止（同法第37条）
- ⑦営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の状況

平成23年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

免 除 の 事 由	平成23年度の承認件数		
	町長部局等	教育委員会	消防部局
研修を受ける場合	0 件	0 件	0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	67 件	15 件	0 件
公共団体の業務に従事する場合	10 件	0 件	0 件
依頼に基づく献血に参加する場合	26 件	1 件	1 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国体等スポーツ大会に選手又は監督等として参加する場合	0 件	1 件	0 件
職員が公務に支障のない範囲内において、消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、研修、特別警備警戒等の消防団活動を行う場合	0 件	0 件	0 件
合 計	103 件	17 件	1 件

(注) 1 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります（地方公務員法第35条）が、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

(3) 営利企業等の従事許可の状況

平成23年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

許 可 の 基 準	平成23年度の承認件数		
	町長部局等	教育委員会	消防部局
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係 又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	6 件	1 件	0 件

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

2 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

1 1 職員の研修状況

平成23年度の職員研修の状況は、次のとおりです。

研修内容		受講者数		
自己啓発支援	自主研究グループ活動	0人		
	通信教育受講助成・放送大学受講助成	4人		
職場研修支援	新規採用職員トレーナー制度	8人		
	富山県派遣研修報告会	24人		
	東日本大震災保健師派遣報告会	59人		
	メンタルヘルス講習会	159人		
	自治大学校研修報告会	42人		
	人事評価制度被評価者研修	177人		
	政策法務研修	35人		
	接遇向上研修	0人		
職員講師研修	0人			
職場外研修	階層別研修	新規採用職員研修(町主催)	8人	
		前期新任職員研修	8人	
		後期新任職員研修	8人	
		中堅職員基礎課程研修	2人	
		中堅職員継続課程研修	2人	
		新任係長研修	6人	
		現任係長研修	7人	
		新任主幹研修	4人	
		新任所属長研修	3人	
		現任課長研修	3人	
		応募型研修	創造性開発研修	1人
	プレゼンテーション研修		1人	
	タイムマネジメント研修		2人	
	住民満足度(CS)向上研修		1人	
	政策形成能力開発研修		3人	
	政策法務研修		1人	
	住民協働研修		5人	
	目標管理による人材育成研修		2人	
	管理者(合同)研修		2人	
	ロジカルシンキング入門研修		3人	
	企画力・プレゼンテーション研修		3人	
	クレーム対応研修		4人	
	公会計制度実務研修		6人	
	パソコン研修		6人	
	手話講座		0人	
	日本経営協会研修		2人	
	特別研修		富山夏期大学	4人
		防災等に関する研修	20人	
	派遣研修	長期派遣研	富山県研修派遣	2人
			自治大学校	2人
		短期派遣研修	市町村アカデミー	2人
			国際文化アカデミー	0人
			国土交通大学校	1人
全国建設研修センター			1人	
電源地域振興センター			1人	

合計 634人

- (注) 1 上記研修は、総務課が管理する研修（主に職員としての資質向上を目的とする研修）であり、各課においては、別途、担当執務に関する研修を行なっています。
- 2 受講者数には、水道事業職員を含んでいます。

1 2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しています。

平成23年度の事業内容は、次のとおりです。

区分	主な項目	対象	実施状況
健康管理	定期健康診断	全職員	162人
	短期人間ドック補助	希望職員	82人
福利事業	職員厚生会補助	自主研修に係る助成事業に対する補助	(補助金額) 74,500円

(注) 職員には、水道事業職員を含んでいます。

(2) 共済制度の概要

社会保障の一環としての共済制度の概要は、次のとおりです。

- ① 機関：富山県市町村職員共済組合
- ② 事業概要
 - (ア) 短期給付事業：病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。
 - (イ) 長期事業：退職・障害・死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。
 - (ウ) 福祉事業：健康診断などの健康の保持増進事業、貸付け事業、貯金事業などを行います。
- ③ 財源：必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によってまかなわれています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償とは、常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、「その災害によって生じた災害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度」です。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成23年度の認定件数は、次のとおりです。

区分	町長部局等	教育委員会	消防部局
公務災害	1人	0人	0人
通勤災害	0人	0人	0人

(注) 町長部局等には、水道事業職員を含んでいます。

1 3 勤務条件に関する措置の状況

平成23年度において、措置の要求はありませんでした。

1 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度において、不服の申立てはありませんでした。

15 公営企業（水道事業）職員の状況

(1) 水道職員の給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	445,656	21,748	44,424	10.0	10.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	8	28,845	5,943	10,375	45,163	5,645	6,350

(注) 1 「職員数」は、区分年度における4月1日現在の人数です。

2 「職員手当」には、「退職手当」を含みません。

イ 特記事項 立山町（一般職）と同じです。

(2) 水道職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道職員	42.1 歳	318,300 円	468,400 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です（立山町においては、地域手当を支給していません。）。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。

3 団体平均とは、市町村の同種の事業の平均です。

(3) 水道職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道職員	立山町（一般行政職）
(23年度支給割合) 期末手当 2.600 月 勤勉手当 1.350 月	同 左
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15% (管理職加算 なし)	同 左 同 左
1人当たり平均支給額（23年度） 1,297 千円 (参考：市町村の平均支給額 千円)	1人当たり平均支給額（23年度） 1,338 千円
(再任用職員) 期末手当 1.45 月 勤勉手当 0.65 月	同 左
1人当たり平均支給額（23年度） 該当無 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 非公開 千円

(注) 期末手当の月数は、「給料及び扶養手当」を基礎とする月数をいい、勤勉手当の月数は、「給料」を基礎とする月数をいいます。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

水道職員	立山町（一般行政職）
退職手当＝基本額＋調整額	同 左
(1) 基本額＝退職日給料月額×支給率	
（支給率） 自己都合 勤続・定年	同 左
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
限度額 59.28 月分 59.28 月分	
*退職日給料月額に現給補償額は含みません。	
(2) 調整額＝区分×60箇月	同 左
（区分）	
一般職員 0～33,350円	
その他の加算措置	
なし	定年前早期退職特例措置：2%～20%加算
（退職時特別昇給：なし）	同 左
1人当たり平均支給額（23年度退職者）	
定年・勤続 該当なし 千円	
自己都合 該当なし 千円	
（参考：市町村の平均支給額 千円）	

ウ 地域手当

立山町では、支給していません。

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	13 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	3,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	50.0 %		
手当の種類（手当数）	1 種類		
手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	支給単価
上水道作業手当		時間外における漏水現場作業	500 円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	2,332 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	291 千円
支給実績（22年度決算）	1,819 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	208 千円

（注） 1 平成23年度職員1人当たり支給年額

$$= \frac{23年度支給総額（2,332千円）}{23年4月1日職員数（8人）} = 291千円$$

2 平成22年度職員1人当たり支給年額

$$= \frac{22年度支給総額（1,819千円）}{22年4月1日職員数（8人）} = 208千円$$

3 手当の計算方法等は、立山町（一般行政職）と同じです。

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	立山町（一般行政職）
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外 ① 2人まで それぞれ6,500円（そのうち1人については、職員に配偶者がいない場合は11,000円、扶養親族でない配偶者がいる場合は、6,500円） ② ①以外 1人につき6,500円 ③ 満16歳年度始めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円 を加算	同 左 同 左
	平成23年度決算額 896 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 179 千円	
住居手当	(1) 借家等 ① 家賃 20,000円以下の場合 家賃 -9,000円 ② 家賃 20,000円を超える場合 11,000円 + (家賃-20,000円) /2 (最高限度額 27,000円) (2) 自宅 2,700円	同 左 同 左
	平成23年度決算額 350 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 88 千円	
通勤手当	(1) 通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 55,000円/月 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分応じ 2,600円~35,000円	同 左 同 左
	平成23年度決算額 511 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 102 千円	
管理職手当	(1) 課長 50,000 円/月 (2) 課長補佐 35,000 円/月	同 左 同 左
	平成23年度決算額 1,014 千円 支給職員の1人当たり平均支給年額 507 千円	

休日勤務手当	(祝日、年末年始において正規の勤務時間中に勤務) 1時間当たりの給料×1.35×時間数	同 左
	平成23年度決算額 217 千円	
夜間勤務手当	(正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務) 1時間当たりの給料×0.25×時間数	同 左
	平成23年度決算額 0 千円	
管理職員特別勤務手当	(管理職手当受給職員が臨時又は緊急の必要等により土日、祝日、年末年始に勤務) (1)6時間以下 課長級 5,000円/勤務1回 課長補佐級 3,000円/勤務1回 (2)6時間超 課長級 7,500円/勤務1回 課長補佐級 4,500円/勤務1回	同 左
	平成23年度決算額 0 千円	